

— 均等割の税率 — (平成 26 年 4 月 1 日以前に事業年度を終了する法人)

区 分	法号／税率 (年額)
資本等の金額が 1,000 万円以下の法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人以下であるもの	1 号法人
	60,000 円
資本等の金額が 1,000 万円以下の法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人を超えるもの	2 号法人
	144,000 円
資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人以下であるもの	3 号法人
	156,000 円
資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人を超えるもの	4 号法人
	180,000 円
資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人以下であるもの	5 号法人
	192,000 円
資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人を超えるもの	6 号法人
	480,000 円
資本等の金額が 10 億円を超える法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人以下であるもの	7 号法人
	492,000 円
資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人を超えるもの	8 号法人
	2,100,000 円
資本等の金額が 50 億円を超える法人で町内の事務所等の従業員数が 50 人を超えるもの	9 号法人
	3,600,000 円

— 延滞金 —

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年 14.6%の割合 (平成 26 年 1 月 1 日以降の期間については、各年の特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、当該特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合) で計算した額の延滞金が徴収されます。

納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%の割合 (平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までは前年 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合)、平成 26 年 1 月 1 日以降の期間は各年の特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合)) で計算した額の延滞金が徴収されます。